

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第37回）
(議事要旨)

日時：令和7年12月10日（水曜日） 10時00分～12時00分

場所：経済産業省本館17階第4・5共用会議室

出席者

犬伏委員、小山委員、中嶋委員、浜口委員、藤井委員、村上委員、室田委員
(五十音順)

議題

1. 特定の工場に対する緑地規制の見直しについて

議事概要

1. 特定の工場に対する緑地規制の見直しについて

事務局からの説明後、委員より以下のようなご意見をいただいた。

- ・ 太陽光パネルや蓄電池の性能が向上しており、工場に導入すれば平常時だけでなく災害時にも活用できる。異常気象による災害が増える中、工場が地域の避難拠点となる可能性もあり、導入促進のためのインセンティブも検討すべき。緑地も大切だが、お互いに歩み寄れるところは地域で考えて取り組むことができると思うので、見直しは賛成。
- ・ 工場や地方自治体の関係者には、工場緑化について単に「木を植えられていればそれだけで良い」という考え方の方も多いが、近年は面積だけでなく、緑地が生み出す付加価値という質も評価している。今回の見直しで、緑地の様々な機能を認識してもらう機会になると良い。理想的には、敷地外の緑地活用も含め、全体の緑地量が減らないのが望ましい。
- ・ 見直しにより、これまで規制を守ってきた事業者に不公平感が生じないような制度設計に配慮していただきたい。
- ・ 分譲可能な産業用地が減少し、土地価格も上昇している。限られた土地を有効に使うため、緑地面積率の見直しとともに、土壤汚染対策等の環境支援の強化、工場遊休地の情報集約と有効活用、地域住民の施設受け入れ可否を見極めるための土地取得段階からの政府の積極的な関与が重要。
- ・ 産業競争力の強化や国内投資の促進の観点からも、地域住民や地方自治体と連携しながら、緑地規制の緩和を進めることに違和感はない。持続的な成長のため、多様な関係者と協力し、バランスの取れた制度を構築

すべき。

- ・ 工場立地法は地域と工場の調和を目指す画期的な法律であり、その理念は後退させないようにすべき。産業人材の確保という観点でも工場の環境が良いことも重要。緑地の「量」だけでなく「質」も重視する性能規定型への転換が望ましい。ただし、緑地面積を減らして、その分の代替措置という考えではなく、良い取組が行われるから、緩和するという形であるべき。
- ・ 良い事例だけでなく、緑が減少したとか形式的な地域貢献になっている等の問題のある事例も把握し、それを踏まえて、単なる規制緩和にならないような制度設計が必要。
- ・ 敷地外緑地制度は、既存工場の救済にとどめず、新規工場設置時に、マスター・プランや緑の基本計画等と連携するものとし、広域的なグリーンインフラ整備につなげていくことが良い。その際、緑の質と評価をモニタリングすることが必要ではないか。T S U N A G認定等の認証を受けることにより企業にとっても、ESGの取組として株主に対してアピールが可能となる。
- ・ 企業がサステナビリティの観点で求められるのは、一工場にとどまらず、バリューチェーン全体を通じた環境負荷の把握と対策。加えて、工場は、敷地だけではなく上流から来る水などの恩恵も受けており、維持向上に向けた対応も必要。こうした状況を企業に理解してもらうためには、地域の実情を把握している地方自治体が、何が地域の環境、経済、社会を成り立せているかを企業に示すことが重要。
- ・ 住宅と工場が混在するようなエリアの発展において、工場立地法は重要な役割を果たしてきたと認識。最近の企業の抱える課題としては、設備の新設や大規模更新の際に、緑地確保優先のために計画の見直しや縮小による工事の遅延、カーボンニュートラル用設備導入する際に、緑地の確保に限界がある。敷地外緑地の仕組みについても、地方自治体が提供できる用地にも限界がある。
- ・ 制度見直しは重要と考えるが、新たな制度は生活環境との調和を前提としつつ、企業や地方自治体の負担がなるべく少なくなるようにすることが、制度の円滑な導入と活用につながる。
- ・ 工場立地法が、制定当時とは大きく異なる技術や環境規制の変化を踏まえて、地域経済の発展に向けて可能な範囲で規制を地域の実情に合うよう適合させることができが産業用地の確保につながることに期待するとともに、都市部において、緑地が量的・質的に一定水準を満たすことの重要性も理解。地域の実情を反映するという観点で、条例を制定することを

条件に、未来法の重点区域を対象とすることで、地域が発展を期待する区域を、住民の声を反映した形で後押しすると期待でき、妥当と思う。また、見直しが周辺の環境との調和のために、質の高い緑地の整備や先進的な取り組みを行う場合に限定されており、必要な質の高い緑地が維持、促進されることにもつながる。

- ・ 本特例措置の具体化にあたり、敷地外緑地の活用や地方自治体の実情に合わせて工場と地域がこれまで以上に調和が図られるよう、柔軟な制度設計を検討いただきたい。

委員からの御意見に対する事務局からの回答は以下のとおり。

- ・ 工場立地法の目的からも、工場と住民の歩み寄りは重要。地域に立地している工場は、地域の環境との調和を図るためにも、地域が必要としている環境への取組を把握することが大事であり、そのためにも、地方自治体はその情報を知らせることが必要と考える。企業がなすべき責任はさまざまあるが、ペロブスカイト太陽電池など先進的な環境負荷の少ない設備の導入に率先して取り組むことで、再エネ技術等の住民への発信にも繋がるので、企業に求めていきたい。
- ・ 緑地の「質」と「量」の両立が課題と認識。未来法で特例を活用しようとする企業は地域経済を牽引するものであるので、環境的な観点でも地域を牽引していただきたいと考える。作り込みはよく検討する。
- ・ 工場立地法の理念を後退させないところは最も重要な点であり、法令の改正を行う場合でも生活環境との調和を前提とするのは当然。公平性のある制度を検討していく。
- ・ 敷地外緑地については、救済措置のように見えるが、企業の緑化の取り組みを市民に紹介でき、広い意味での地域貢献ができるもの。質と量を両方目指すにあたり、有効な手段と考える。
- ・ 具体的な運用方法含め、これから制度設計を行っていくが、可能な限り事務負担の少ないスキームを検討したい。

特定の工場に対する緑地規制の見直しについては、委員全員異議なく、詳細な制度設計においては小委員会での指摘も踏まえて事務局で検討することとした上で、小委員会として了承となった。

お問合せ先

経済産業政策局 地域産業基盤整備課

03-3501-1677